



# 埼玉県報

第2150号

平成22年1月19日

火曜日

## 目次

### 規則

- [埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則\(開発指導課\)](#)
- [埼玉県人事委員会会議規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [埼玉地域森林計画変更計画の案の縦覧\(森づくり課\)](#)
- [西吉見南部土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業\(維持管理事業\)計画書及び定款の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [幸手都市計画野中土地地区画整理事業の変更に係る都市計画の案の縦覧\(市街地整備課\)](#)

- [和光市白子三丁目中央土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [宅地建物取引業者の聴聞\(開発指導課\)](#)
- [宅地建物取引業者の聴聞\(開発指導課\)](#)
- [一般国道百四十号の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

## 正誤

- [埼玉県告示第千六百五十九号中訂正\(川越比企地域振興センター\)](#)

## 規 則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第一号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する

規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県  
規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「又は第七十三条第一項」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県人事委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県人事委員会委員長 香 川 實

埼玉県人事委員会規則二 一九

埼玉県人事委員会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会会議規則（埼玉県人事委員会規則二 一二）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（会議の公開）

第六条 会議は、法令又は他の人事委員会規則に特別の定めがある場合を除き、これを公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、出席委員の過半数の同意により公開しないことができる。

- 一 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第十条各号に定める不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則一 一六

公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則

公開口頭審理の傍聴に関する規則（埼玉県人事委員会規則一 一一）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第五条第一項中「係員の指示にしたがい、所定の傍聴席につかなければならない」を「別記様式の傍聴券の交付を受け、入場の際、係員に提示しなければならぬ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 審理を傍聴しようとする者は、係員の指示に従い、所定の傍聴席に着かなければならない。

第六条中「者がある」を削り、「その者」を「傍聴人」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 審理が非公開となったとき

第八条中「そのつど」を「その都度」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（準用）

第八条 法第五十三条第七項及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第八条第二項の規定による聴聞の期日における公開の審理の傍聴については、この規則を準用する。この場合において、第一条中「地方公務員法（昭和二十五年法律二百六十一号。以下「法」という。）の規定に基づき、人事委員会が公開して行う口頭審理」とあるのは、「法第五十三条第七項及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第八条第二項の規定による聴聞の期日における公開の審理」と読み替えるものとする。

2 埼玉県人事委員会会議規則（埼玉県人事委員会規則一 一二）第六条に基づく公開の会議の傍聴については、この規則を準用する。この場合において、第一条

中「地方公務員法（昭和二十五年法律二百六十一号。以下「法」という。）の規定に基づき、人事委員会が公開して行う口頭審理（以下「審理」という。）とあるのは、「埼玉県人事委員会会議規則第六条に基づく公開の会議（以下「会議」という。）」「と、第二条ないし第七条中「審理」とあるのは、「会議」と、第三条第五号中「主宰者（審理を主宰する者をいう。以下同じ。）」並びに第四条、第六条及び第九条中「主宰者」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式として次のように加える

#### 別記様式

号	第
傍 聴 券	
年 月 日	
埼 玉 県 人 事 委 員 会	
この傍聴券は、本日に限り有効です。 傍聴券は、他人に譲渡し、又は貸与することはできません。	
( き り と り 線 )	
号	第
傍 聴 申 込 書	
傍 聴 人	
住 所	
氏 名	

## 告 示

埼玉県告示第七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年一月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人MYJob
- 三 代表者の氏名  
宇野 聡
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市新井宿九一三番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者の社会参加を目指し支援活動を行い、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年一月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 E アソシエイツ
- 三 代表者の氏名  
米原 恵津子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二五一番地一 ナイス・アーバン鶴瀬一〇四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、老人、青少年、動物の共存できる環境保全を増進し、活性化を図る活動をする中で虐待、差別をなくしていくことにより人と動物の平和な生活保全に寄与することを目的とする。



## 告 示

埼玉県告示第八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年一月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ファミリーリンク越谷
- 三 代表者の氏名  
出村 常子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県越谷市大字蒲生三千八百三十二番地十四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域において子育て中の家族に支援活動を広く行い、家庭教育の充実と子どもたちが安心して心豊かに育つことが保障される地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年一月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Japan Close-up Magicians' Association
- 三 代表者の氏名  
田代 茂
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県上尾市上町一丁目三番一号タワーテラス上尾二一〇
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、奇術愛好家に対して、交流・発表の場を提供すること、及び、奇術の文化的価値に着目して、その資料整備・情報発信・普及活動を行うことで、広く公益に貢献することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年一月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人風とハープ演奏の会
- 三 代表者の氏名  
高木 ひとみ
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県日高市武蔵台七丁目六番地五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民に対して、福祉施設・地域のイベント等に訪問してのハープ演奏会の企画・開催及びその支援に関する事業、ハープ演奏に関連する個人・団体との協力・支援に関する事業を行い、芸術・音楽の振興と地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、埼玉地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、埼玉地域森林計画変更計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該変更計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、埼玉県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 森林計画区の名称

埼玉森林計画区

## 二 縦覧の場所及び期間

縦覧場所	縦覧期間
埼玉県農林部森づくり課	平成二十二年一月十九日（火）から 同年二月十七日（水）まで（日曜日、 土曜日及び国民の祝日に関する法律 （昭和二十三年法律第七十八号） に規定する休日を除く日の午前九時 から午後四時三十分まで）
埼玉県川越農林振興センター	
埼玉県秩父農林振興センター	
埼玉県寄居林業事務所	

# 告 示

## 埼玉県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、比企郡吉見町西吉見南部土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を平成二十二年一月十四日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 縦覧期間

平成二十二年一月二十日から

平成二十二年二月十八日まで

### 二 縦覧場所

比企郡吉見町役場

# 告 示

埼玉県告示第八十五号

測量計画機関の長である上尾市小泉土地区画整理組合理事長山崎勉から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市小泉土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

上尾市大字小泉地内

四 作業期間

平成二十一年十二月十四日から平成二十二年三月十九日まで

# 告 示

埼玉県告示第八十六号

測量計画機関の長である埼玉県東松山県土整備事務所長吉田耕三から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県東松山県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（道路台帳図作成）

三 作業地域

東松山市大字田木、比企郡鳩山町大字石坂地域

四 作業期間

平成二十二年一月十八日から平成二十二年三月二十九日まで

# 告 示

埼玉県告示第八十七号

測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町全域

四 作業期間

平成二十一年十二月二十四日から平成二十二年二月二十六日まで



# 告 示

埼玉県告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画野中土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

（削除する土地の区域）

大利根町大字北下新井字野中、字不用堤及び字下堤外の各一部、大字琴寄字舟渡の全部、大字琴寄字鴨新田、字西後川、字後川の一、字後川の三、字堤及び字下川島の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部市街地整備課

埼玉県行田県土整備事務所

大利根町都市整備課

加須市建設部まちづくり課

騎西町産業建設課

北川辺町産業建設課

四 縦覧期間

平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月二日まで

# 告示

埼玉県告示第八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により和光市白子三丁目中央土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上田清司

就任した理事の氏名及び住所

氏名	住所
清水 稔	和光市白子三丁目一番二一号
副島 健義	和光市白子三丁目一番七五号
小寺 鯛一	和光市下新倉五丁目一番一六号
榎本 俊夫	和光市白子三丁目一番六二号
柳下 豊	和光市下新倉五丁目二番二〇号
新坂 弘	和光市白子三丁目二八番一号
柳下 創	和光市白子三丁目一番五三号

# 告示

埼玉県告示第九十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号 又は氏名	主たる事務所の所在地
平成二十二年一月二十六日 午後一時三十分	地宝建設 佐藤 公安	比企郡川島町上伊草五三九 二 小久保ビル二〇一

## 二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇五会議室

# 告示

埼玉県告示第九十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十二年一月十九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号 又は氏名	主たる事務所の所在地
平成二十二年一月二十六日 午後三時三十分	東通建設株式会社 代表取締役 来間 隆治	さいたま市北区宮原町三一 二一九

## 二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇五会議室

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 山 木 幸 夫

<p>百 四 十 号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>秩父市荒川上田野字錦一七五九番 五地先から同市荒川上田野字錦一七 五四番一地先まで（ただし、関係図面 に表示した部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年一月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>○メートル 延長二十四・三</p>	<p>備考 平成二十年 二月八日付け 埼玉県秩父県 土整備事務所 長告示第九号 で告示した道 路予定区域の 一部供用開始 である。</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十一年七月三十日

指令川建セ第二一〇〇六〇〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年一月十二日

第二一〇一四六号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字山口九八七番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪九八五番地

長谷部 守

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

### 一 許可番号

平成二十一年九月十四日

指令越建セ第二一〇〇八五〇号

### 二 検査済証番号

平成二十二年一月十四日

第三六二一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町中央二丁目一二五八―一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町一丁目二―一九

竹村 清



# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

## 一 許可番号

平成二十一年七月二十八日

指令越建セ第二一〇〇五四〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年一月十四日

第三六四―一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字宮前字前原一八四―四

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都大田区東糀谷一丁目九番一七号

新垣 泉 ・ 新垣 奈緒子

# 正 誤

埼玉県告示第千六百五十九号（平成二十一年十二月二十五日第二千四百四十五号）

中訂正

ページ 段 行

二十七 一 前から十七

誤

埼玉県川越市大字宮元町八十番地六

正

埼玉県川越市宮元町八十番地六